

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられていることから、下記の通り公開いたします。

マージン率の計算方法	派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額
マージン率 =	$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$

マージンには、当社の利益以外に法定福利費、その他経費（労務管理費、教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得補填費用、水光熱費、車両費等）なども含まれております。

記

2024 年 6 月 1 日時点の事業報告数値

対象期間：2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

事業所：このえまち総合サービス株式会社

所在地：大分県玖珠郡九重町大字田野 2 0 4 番地の 1

派遣労働者の数	2 名
派遣先事業所の数	1 事業所
派遣業務の実績	あり
派遣料金の平均額	2 1, 4 6 1 円
派遣労働者の賃金平均額	1 2, 4 0 7 円
マージンに含まれる費用項目	法定福利費、福利厚生費、経費、本社経費、利益他
マージン率	4 2 %
労使協定を締結しているか否かの別等	労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 労使協定を締結しているか否か : 締結済 ・ 労使協定対象労働者の範囲 : すべての派遣労働者 ・ 労使協定の有効期間の終期 : 2024 年 3 月 31 日
雇用安定措置を講じた人数実績	0 名
教育訓練に関する事項	入社時教育及び基礎教育訓練 情報セキュリティ及び個人情報保護教育 階層別・テーマ別研修 労働安全衛生教育

以上